

重要事項説明書

(玉島協同病院 居宅療養管理指導用)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定(介護予防)居宅療養管理指導サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮無く質問してください。

この「重要事項説明書」は、「倉敷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年倉敷市条例第58号)に定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」第8条の規定により、指定居宅療養管理指導サービス提供契約締結に際して、ご注意頂きたいことを説明するものです。

また、介護予防にあつては、「倉敷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(倉敷市条例第61号)に定める「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)」第8条の規定により、(介護予防)居宅療養管理指導サービス提供契約締結に際して、ご注意頂きたいことを説明するものです。

1 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1)事業所の概要

設置者	倉敷医療生活協同組合 代表理事 高羽 克昌
事業所名称	玉島協同病院
介護保険指定事業所番号	3310213123
事業所所在地	岡山県倉敷市玉島柏島5209-1
連絡先 相談担当者	TEL086-523-1234 外来師長

(2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	居宅療養管理指導並びに介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の提供に当たって、要介護者等が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ります。また、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3)営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日。 ただし、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後5時まで。

(4)事業所の職員体制

管理者	院長 進藤 真
-----	---------

病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

職種	職務内容	人員数
医師	1 通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学管理に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上の留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。 2 利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。 3 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。	常勤 4 名 非常勤 1 名

2 提供するサービスの内容及び費用について

(1)提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(2)提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

別紙「玉島協同病院 居宅療養管理指導費利用料金表」参照。

3 その他の費用について

交通費	居宅療養管理指導等の提供に要した交通費は、利用者から実費を請求することがあります。
-----	---

4 個人情報の利用と保護について

利用者に円滑かつ安心してサービスを利用していただくために、必要に応じて、利用者・家族の個人情報をサービス調整会議などに利用させていただきます。

事業者及び担当職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この守秘義務はサービス利用期間終了後においても同様です。但し、事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報に

5 緊急時の対処方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

6 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、岡山県、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7 サービス提供に関する相談、苦情について

(1)苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付ける為の窓口を設置します。(下記に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(2)苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 玉島協同病院 外来師長	所在地 岡山県倉敷市玉島柏島5209-1 電話番号 086-523-1234 ファックス番号 086-525-0559 受付時間 平日 午前9時～午後5時
【市町村(保険者)の窓口】 倉敷市保健福祉局介護保険課	所在地 岡山県倉敷市西中新田640 電話番号 086-426-3343 ファックス番号 086-421-4417 受付時間 平日 午前9時～午後5時
【公的団体の窓口】 岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山県岡山市北区桑田町17-5 電話番号 086-223-8811 URL http://www.okayama-kokuhoren.com/kaigo110/

玉島協同病院 居宅療養管理指導費利用料金

2024. 6. 1～

区 分		サービス提供者	利用料	利用者負担額 1割	利用者負担額 2割
医師による居宅療養管理指導	(I)	医師が行う場合 * 単一建物居住者が1人 月2回まで	1回 5,150円	1回 515円	1回 1030円
		医師が行う場合 * 単一建物居住者が2~9人 月2回まで	1回 4,870円	1回 487円	1回 974円
		医師が行う場合 * 単一建物居住者が10人以上 月2回まで	1回 4,460円	1回 446円	1回 892円
	(II)	医師が行う場合 * 単一建物居住者が1人 (医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定する場合) 月2回まで	1回 2,990円	1回 299円	1回 598円
		医師が行う場合 * 単一建物居住者が2~9人 (医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定する場合) 月2回まで	1回 2,870円	1回 287円	1回 574円
		医師が行う場合 * 単一建物居住者が10人以上 (医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定する場合) 月2回まで	1回 2,600円	1回 260円	1回 520円